

第35期西宮市社会教育委員委嘱の件

西宮市社会教育委員を下記のとおり委嘱する。

令和2年1月15日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

記

- |        |       |                        |
|--------|-------|------------------------|
| 1 委嘱委員 | 飯千 英典 | (甲武中学校長)               |
|        | 根岸 直代 | (西宮市PTA協議会会長)          |
|        | 三澤 幹之 | (西宮スポーツ推進委員協議会会計)      |
|        | 川本 輝子 | (西宮市子ども会協議会会長)         |
|        | 田中 理  | (西宮芸術文化協会事務局長)         |
|        | 森 郁子  | (西宮市青少年愛護協議会委員)        |
|        | 佐藤 智子 | (東北大学高度教養教育・学生支援機構准教授) |
|        | 立田 慶裕 | (神戸学院大学人文学部教授)         |
|        | 服部 泰宏 | (神戸大学大学院経営学研究科准教授)     |
|        | 本多 千明 | (武庫川女子大学教育学部講師)        |

2 委嘱年月日 令和2年2月3日

3 委嘱期間 令和2年2月3日から令和4年2月2日まで

(参考1)

○提案理由

任期満了に伴う委員の改選

(参考2)

○社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第一五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

○西宮市社会教育委員条例（抜粋）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、西宮市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに社会教育に熱意と関心を有する者の中から、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

第3条 委員の定数は、12名以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、委員会においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

第5条 委員会は、特別の理由がある場合には、任期中でもこれを解嘱することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会がこれを定める。

(参考3)

西宮市社会教育委員 新委員構成案

第34期 (R2. 2. 2まで)

選任区分		氏名	所属・役職	在任期間
学校教育関係者	1	中村 哲哉	西宮市立小学校長会 (鳴尾北小学校長)	1期目
社会教育 又は 家庭教育 関係者	2	根岸 直代	西宮市PTA協議会会長	1期目
	3	三澤 幹之	西宮市スポーツ推進委員協議会会計	1期目
	4	川本 輝子	西宮市子ども会協議会会長	2期目
	5	田中 理	西宮芸術文化協会事務局長	1期目
	6	森 郁子	西宮市青少年愛護協議会委員	2期目
公募委員	7	福田 洋子	公募委員	1期目
学識経験者	8	伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部 総合子ども学科教授	3期目
	9	西本 望	武庫川女子大学教育学部教授	3期目
	10	佐藤 智子	東北大学高度教養教育・ 学生支援機構 准教授	2期目
	11	立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授	1期目

新 第35期 (R2. 2. 3~R4. 2. 2)

選任区分		氏名	所属・役職	在任期間
学校教育関係者	1	飯千 英典	西宮市立中学校長会 (甲武中学校長)	1期目
社会教育 又は 家庭教育 関係者	2	根岸 直代	西宮市PTA協議会会長	2期目
	3	三澤 幹之	西宮市スポーツ推進委員協議会会計	2期目
	4	川本 輝子	西宮市子ども会協議会会長	3期目
	5	田中 理	西宮芸術文化協会事務局長	2期目
	6	森 郁子	西宮市青少年愛護協議会委員	3期目
学識経験者	7	佐藤 智子	東北大学高度教養教育・ 学生支援機構 准教授	3期目
	8	立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授	2期目
	9	服部 泰宏	神戸大学大学院経営学研究科准教授	1期目
	10	本多 千明	武庫川女子大学教育学部講師	1期目

(令和元年5月23日現在)